

## 総会議事録（第9回）

1 開催日時 令和5年12月26日（火）14時00分～17：08分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（36名）

○農業委員（19名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳      2番 城山 正巳      3番 原口かよ子      4番 山口 明美  
5番 田川 康浩      6番 渡邊 重徳      7番 一瀬 晃      8番 福田 文夫  
9番 川副 博司      10番 朝長 洋市      11番 田添 利弘      12番 高見 健  
13番 渡邊 和秋      14番 富岡 勝真      16番 山田 武人      17番 岩崎 義秀  
18番 児玉 賢治      19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 岩崎 照美      2番 松尾 慎二      3番 小野 重幸      5番 笠寺 幸雄  
6番 富浦 春男      7番 林 敏弘      9番 山浦 弘之      10番 山上 傳  
11番 井本 忠之      12番 井川 春彦      13番 久保 和幸      14番 瀬戸口裕子  
15番 森 良広      16番 野田 善則      17番 山本 治義      18番 小川 良一  
19番 山口 周次

4 欠席委員

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（2名）

4番 小川 國治      8番 藤本 雅彦

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件  
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件  
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件（継続審議案件）  
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件  
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件  
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件  
第5号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件  
第6号議案 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件  
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件  
第8号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件  
第9号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について（用途区分変更）

6 事務局 局長 長石 弘頭

課長補佐 西浦 公治

職員 下條 秀政 中野 孝亮 梶原 良太

7 説明者 1名

8 傍聴者 2名

## 1 開会

### ○事務局長

ただいまから「令和5年度第9回農業委員会定例総会」を開会します。

それでは、総会の開会にあたり、農業委員会川本康代会長がご挨拶申し上げます。

## 2 開会挨拶

<会長挨拶>

## 3 総会成立の報告

### ○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

### ○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

4番小川國治推進委員及び8番藤本雅彦推進委員から欠席の届出があります。

13番久保和幸推進委員から遅刻の届出があります。

## 4 議事録署名人指名

### ○議長

次に、本日の議事録署名人を、6番渡邊重徳農業委員、13番渡邊和秋農業委員にお願いします。

## 5 議事

### ○議長

それでは本総会に、本日は傍聴人が入室されております。傍聴人に申し上げます。「大村市農業委員会会議傍聴規定」により、議事に批判を加え、または賛否を表明すること、また、写真撮影と録音は原則禁止されておりますのでご協力をお願いいたします。

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。

1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。ここで、お諮りします2ページの報告第2号は、報告第1号の2番鈴田と3番萱瀬及び4番福重に関連がありますので、一括して報告することにご異議ありませんか。

<異議なし>

### ○議長

ご異議がありませんので、報告第1号と報告第2号は、一括して報告することとします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、西部町の農地、地目 畑、合計面積2,276㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番鈴田、大里町の農地、地目 畑、合計面積353㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、報告第2号1番と関連するものです。

3番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田、面積1,343㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第6号議案基盤法所有権移転1番と関連するものです。

4番福重、今富町の農地、地目 田と畑、合計面積3,747㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、報告2号4番、3条1番と関連するものです。

続いて、2ページ報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を説明します。

1番鈴田、大里町の農地、地目 畑、合計面積353㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番大村、荒平町の農地、地目 田、合計面積7,910㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田、面積1,343㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

4番福重、今富町の農地、地目 田と畑、合計面積3,747㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

○議長

報告第1号及び第2号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第1号及び報告第2号を終わります。

3ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件（継続審議案件）」を議題とします。

ここで、お諮りします。本件は、3番萱瀬から7番萱瀬までの譲受人は同一のため、関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番萱瀬から7番萱瀬まで一括して審議することとします。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局

萱瀬3番から7番は、先月27日の第8回総会の3条許可申請の件で、継続審議となった案件で内容は記載のとおりです。議案審議の中で、法的な問題があるので専門機関への確認相談をするよう提案がありましたので、上部団体である長崎県農業会議に12月1日に担当職員と私の2名で、本件の対応について相談して参りました。

農地法3条第2項の1号要件である、すべての農地の効率利用については、9月の不許可に際して、農業委員会からの是正指導に対して、作業途中の圃場もあるが改善を行っており、1号要件に抵触しているとは言いがたい。11月の総会で議論となった、6号要件の新たな取得する農地の周辺農業との調和要件については、現状の所有している農地において、本人が述べられている無農薬栽培などを新たな農用地内で行われることは地域の調和要件に抵触するため、新たな農地での詳細な営農計画、農業従事日数、雇用者の作業内容、共同作業への協力、農業委員会からの指導への対応など誓約事項を文書にして提出してもらうことが必要とのアドバイスをもらっています。

つきまして、本日配布しました資料1により3条許可申請の補完資料として配布しています。

なお、事務局による計画や誓約事項の説明では疑義が生じるかと思われますので、本日は譲受人である申請者本人に説明をお願いしたいと提案します。

○議長

それでは、3番から7番について、申請者本人からの説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

それでは、3番から7番の譲受人申請者の入室をお願いします。

<申請者入室>

○議長

本日は、営農計画の説明に出席いただきありがとうございます。

申請者は、私議長の発言の許可があつてからの説明、答弁をお願いします。

それでは、申請者から提出された営農計画について説明をお願いします。

○申請者

萱瀬地域に住んでいる申請者です。農業の経験は10年です。実家の方でもやっ

たが、いろんな形で協力を得ながら、これまで農業の面白味とか、地域差とか、いろんなことを踏まえて、今回たまたま話があったものですから有効に利用したいという思いで営農計画をここに提出をいたしました。

ここにありますように農業形態、ここに書いてあります土地を有効利用して、形態としては耕種農業になります。今回は耕種ですけど果樹等も作っております。その他山林の方にしたいけどか、そういうのも作っております。現在、土地は遊んでるところはありません。むしろ不足しています。

農機具の状態。これは控え目に書いてありますが、トラクターよく使うのが2台。運搬車3台、バインダー2台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、ハーベスタ1台、その他重機類があります。

農作業に従事する者。私は当然ですが書いてあるのは、4人しか書けないので、あえて、4人のみ列記しました。他にも、協力してくれる人はたくさんおります。Aさんは、地元の方です。Bも地元の方で、いろんなことができる経験豊富な方です。Cさんも地元の方です。Dさんも地元に住んで、みかんとか、田んぼとか結構やってた人です。今はちょっと体がいうことをきかないので引退して、少し作ってる状況にあります。

消費販売計画。ここに書いてあるように、自家消費1割、販売9割です。それで農業支援者。事例で、Bさんというふうにしたのですが、一応体力の面で協力してもらおうというよりも技術面です。熊本の有名な農学校卒業してます。またその周りに取り巻きに、素晴らしい人がたくさんおります。実際、私も鹿島の方とかいろいろお世話になったりしております。技術面で、かなり過去にも教えてもらっていました。

この間は、Eさんも結構よく知っていた方だったのですが、亡くなられています。

研修とかは、月に1回程度ぐらい参加して農業の研修を受けたりしています。あとは最近いろんなためになるYouTubeとか、その辺りもあります。それで、農業指導に関しては、実際口で聞くよりは、自分でやって失敗して、それで本当にいいものを作りたいという思いそういう気持ちでやっております。

次にいきます。原町の農地。水稻、この計画は、これ1から全部最後まで水稻ですから、期間は同じです。ただ、黒木の方は、早いです。それで、中岳、それで、下の方におりてきます。全部、私がやってきてるので、ちょっと皆さんには及ばないかもしれないけども、それなりに苦労してやってきている。イノシシの対策とか、除草の仕方とかいろんなことを経験しております。

その中で原町は、耕す期間が、最初冬場に行ったり、田起こしは状況次第です。それで早場米ではないので、作業計画のBとCに関しては、5月の下旬から6月下旬ぐらいまで、遅くとも7月までですが、今回の場所においては、周囲に合わせて、ここに、チャートに書いてあるように、ABCDEFという形になっています。追肥があるかもしれないので一応傍線を長く引っ張っているのですが、基本的に自分は一発肥料を使うつもりですが、周りが追肥をやるのであれば、そのスタイルに合わせてやるつもりです。

次の、1-2の4番です。年間労働日数は、先ほど書いたメンバーのざっくり配分を試してみました。労働力に限らず、技術、知識、そのあたりも踏まえて、やはり来てもらったら賃金をお支払いするので、こういう日数になりました。実際ここだけの圃場に関して言えば

少し多い気がするが、これが原町の農地の2筆目と原町の農地の3筆目もありますので、1日という考え方ができますので、一応こうしたところも出てくるかと思います。

この原町に関しては、これは同じです。それで、宮代町の農地に関しては、1筆目と2筆目は1枚です。実際に圃場の面積は一反程度しかありません。あとは畦畔が含まれております。それで仕切りがはっきりしない状態の3等分。一応境界は入ってますけども、誰か1人がやらないといけない状況にある所です。宮代町の3筆を取得しますが、田んぼは、1枚です。この3筆は、名義が3つになっています。

それで、水稻の作物の管理計画は、同じです。大体、宮代に関しては、水を止める時期が決まっていますから、それに合わせて耕作していくような形になります。

労働配分。これも、同じです。刈り取りとか、そういうのは入っていませんけれど、ヘリ防除とか、刈り取りその辺りの労働力は、ここには入れていません。これは別口で、あくまでもこれは、名前記載の欄が4つしかないので4つ書いているわけです。

誓約書の中に、農地法3条投機目的でなく耕作の用に供するというので、チェックを入れています。

農地すべてを荒廃させないように効率的に利用します。

耕作の作業に必要な耕作、申請者自身が主体となって従事します。当然です。そのために、機械を全部自分で持ってやるように購入しています。人に任せるのでしたら、機械を買う必要性はありません。

周辺の地域における農地の農業上の効率的総合的な事業の確保に支障が生じる恐れがないよう、地域の農業上の取り決め等があるか確認し、周辺の農業者や水利関係者等とトラブルとならないように、事前の意思疎通を十分に行うこと。これも、冒頭に周囲の状況に合わせてやるということを書いております。昔も今も、自分が不条理だなというふうな思いがあったとしても、郷に入れば郷に従えと昔からの言葉があります。それで、みんなが認めていただければ自分の色を出していけばいいのであって、あくまでも郷に入れば郷に従えです。

万一周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じた場合、周辺の農業者や水利関係者等と申請者の責において解決すること。はい。当然、トラブルを生じた場合、自分が人に迷惑をかければ自分で、当然、解決するのは当たり前です。

農地取得後においても引き続き農業委員会や、農業、営農状況など確認が行われ、農業委員会から是正の指導を受けた場合には、速やかに当該指導に従い是正を行うこと。これは、当然そうにします。

私が購入するという点で、借りてやるというパターンもありますが、借りてやるときに土地の入口をトラクターが入りやすいようにいじったりするのは、人から借りてる場合にはなかなか難しくてやりにくいです。自分でいろんなやり方もあるので、取得してそういうふう思いもあるわけです。当然ここは、速やかに農業委員会の是正のとおり行うようにします。

以上です。

#### ○議長

ご説明ありがとうございました。

ただいまの、申請者からの説明について質疑を行います。

○委員

二、三点質問させていただきます。申請者におかれましては事業所の経営と農業のどちらに軸足を置いていらっしゃるのでしょうか。

○申請者

難しい質問ですね、もともと私が農業を始めたきっかけですが、自分で食べるものは、納得して食べれるものを作りたいというのが最初だったのです。それから、どちらか決めるということではなく、どちらも充実していくような形で考えております。それで、ある程度農業で飯を食べていけるようになれば、そちらがメインになります。

それで、実際に沖縄での研修の予定もあります。福岡の方には、よく行っている。サービス業については、従業員に任せて私はやっています。だから、私が出て農業に従事出来ている。私も、いろんな研修を踏まえて、農業について努力して、安心な食べ物を皆さんに提供できるように頑張っていきたいと思っております。

○委員

米の販売を自家消費を1割、あと販売を9割というふうにされていますけれども、その9割の販売はどのように販売されていくのでしょうか。計画をお聞かせください。

○申請者

販売は、レストランの有名な会社が買ってくれています。あとは施設の方も買ってくれています。今の状態では収量がはっきり言って足りていないのです。去年も足りなかったのです。作れる場所の見込みがやっとできた状況です。

○議長

委員、どうぞ。

○委員

それから作業の労働配分等を拝見いたしますと、一年中水稲の方に、農作業をされるようにしておりますけど、1月から4月ぐらいまでとか、或いは11月から12月とか水稲として、どんな作業を計画をされているのでしょうか。

○申請者

これはチャートを引っ張っているのは、ずっとこの期間にずっと作業をするということではありません。例えば、先ほども説明したように1月、8月というのは、田んぼを起こしたりする作業。あとは枯れ草を処分したり、そういうのもしなければなりません。あくまで、この範囲の中で作業することを示しております。

○委員

すいません。私の質問の仕方が悪かったと思います。ここに農作業の従事者の名前を書いています。この方達が連続して毎月、水稻の仕事に携わるといふようなことで記載してありますので、そこら辺をお尋ねしているところです。

#### ○申請者

見てもわかるように、毎日にはなっていないと思います。先ほど言ったように、私は果樹とかしいたけとか、菜の花の油屋さんに届けるものも作っております。365日ずっとやっているわけではなく、その間に農作業に入っていきます。これが例えば、1月が偏って、2月は少なく、3月が多いこともあります。また、田植したときはイノシシは入らないんですけども、収穫時期になって入ってきます。その時は、この人数の配分が、イノシシ対策の方に移っていったりしますから、この全体はこれはあくまでも配分で書いているだけです。

チャートはその時期に入りますということで、そういうふうに理解して書いてあります。農業ですから水物です。いつどうなるかわかりません。風が強かったり、いろんな災害があったりすることもあります。そのときに、それに応じて対応できるようにしております。

#### ○委員

もう1つ質問ですけれども。この4人の方の1年の従事日数からすると、少なく見積もっても、60万から70万円ぐらいは、年間の労賃として必要だと思います。今の米価に対して、非常に莫大な人件費です。今、肥料、農薬も高騰しておりますし、米価そのものもそんなに高くはありません。

今回、求められるのは5、6反だと思いますけれども、5、6反でこのように多くの従事者を使って、本当に採算が合うのかそこら辺を疑問に思っているところです。そこら辺はいかがでしょうか。

#### ○申請者

私もさっき言ったように、最初の方に言ったと思うのですが、ちょっとこれは多過ぎると思います。ただ、ほとんど1月、2月、3月というのは人はいません。田んぼを起すぐらいです。だから、こういうところは削ってもいいのです。ただし、しなくてはならない部分があるかもしれないので、とりあえず入れているのです。

実際、今回、私が購入しようと思つてるところの周囲の状況を見て、周囲を綺麗にする手間がまずかかってきます。今のところは米しか作っていないですけれども、周囲に合わせて必要な作業も出て来ると思つるので、あくまでも人数は確保しているものです。

米の単価は、今委員が言ったように安いです。大体、1万円ぐらい。それで、道の駅とかは1万5000円。インターネットの世界では、2万ぐらい。そういうものもあります。実際、地元で売るといふことであれば、今言ったようにこの労働力は、ちょっと多いかもしれません。

ただ、一番最初はある程度人数はかかるのはやむなしと考えております。徐々にこの人数が、少なくなっていくような形で努力して、効率よくできるようにしていきたいです。最初は、ある程度人に助けられながら、無駄はある程度覚悟してやっていきます。委員が言われ



るように、確かにこれは普通よりは多いとは思っております。

#### ○委員

はい。最後に1つだけですけれども。以前に求められている田下、それから中岳の久良原、黒木。私も役目上、申請者さんに限らず他の農家や地域を時々見て回っているわけです。農地を求められるとき、3年3作以上というようなことが今年の3月31日までは条件だったと思うわけですけれども。申請者さんの場合、背丈程もある草が結構生えていて、果たしてこれで農業といえるのかなという思いを持っていたわけです。

以前に提出された、計画書の現状については、3人常時雇っている。それから今後1名増員をする予定ということにしておられますけれども、その割には草が生え過ぎているのではないかなという見方を私はしているわけです。

先ほど言いましたように、きゅうりとかいちごの新規就農者の方は、非常によく管理をしてあるわけですが、ちょっとそこら辺が気になるところです。

#### ○申請者

多分、黒木を事例で話していると思うのですが、中岳も確かに多いと思います。黒木はイノシシに2回入られて、それで、黒木の方は耕作ができない状況があったのです。周りの網はやっていたのですが、その網の下をくぐってイノシシに入られたのです。そこは、周りの対策をしてから、やらなければいけないなという思いは持っていました。ただ、田植えは時期がありますので、黒木は今回諦めたのです。

それで、ご存じかどうかわかりませんが、福岡正信さんといわれるアジアの農業のノーベル賞といわれるマグサイサイ賞をとった方で、砂漠を緑化した人です。その人に私は感銘を受けて、中岳に関しては、自分の圃場だけ独立した所で、周りに迷惑かけないものは、なるべく自然に近い形で栽培していきたいという思いがあり、自然農法の考え方である程度風通しがいいように草は切るのですが、一部は草を残してそこにバッタなどの生物を寄せるような考え方です。中岳に関しては、2回草刈は入っています。真夏に除草の時期があったのですが、かなりの炎天下で私も日射病になったり、水も不足しているような状況でした。それでもある程度の草を切って、一応収穫できるところまでこぎつけて終了した状況です。

#### ○議長

他に何かありませんでしょうか。

#### ○委員

私は、申請者さんが求められる田んぼの近くの者です。本日は、ここに2人の傍聴者が来ておられますが、何で来ておられるのかということをお聞きしたいと思います。

今まで、申請者さんの立派な答弁を聞いておりましたけれど、言っておられることと少し食い違いがあるのではないかと思います。それと農業に対する気持ちが、ちょっとかけ離れているのではないかという気がしてなりません。例えば、今度、代掻きをするが水の配分とか、防除とかに関しても自分のペースでやられるのは構いませんけれども、周りのことを

考えてやらないと、これからの農業は成り立っていかないと思っています。

また、私たちも、これからの原町の集落営農を考えれば、個人でするのはもう限度があるのではないかと感じている。やはり集団で、それと来た人も集団ですのような方向になっていかないと維持はできないと思っています。私たちの今の集落は、荒廃地区にはなっていません。しかし、地域内では、宮代の地区、それから久良原中岳地区を部分的に見れば荒廃したところが見られます。

山間部の黒木でありますけど、条件的は悪いところですが、立派に耕作をされています。そういう姿を見ていれば、一番には農業に対する気持ちではないかと思えます。それがちょっと自分たちのものと申請者さんが言われるのは、少し食い違うのではないかと考えています。だから、結局2人がそれを心配してきておられるんです。その辺のことを、どんなふうに思ってるか教えてください。

○議長

申請者さんお願いします。

○申請者

今、地元の委員さんが言われたように、農業に対する熱意はないわけではありません。あるからこそ、この場に来ているのです。今日も会社を休んで来ています。何も思いが無かったら来ていません。そのときに、やる気のある人間がやらないといけないと思っていますのです。私の場合は、ただやり方が若干違うのは、さっき言ったように自然農法を取り入れた安心安全なものを周りに影響を与えないところでやっている。それが皆さんには、何で草が生えているのかと目に映ることとなります。何もしないのか、収量が上がらないだろうというような思いになられると思いますが、収量だけです、安心安全はどうしたのですか。

私は、その現場が周りに迷惑かけるところは、先ほども言ったように、皆さんに合わせてやります。熱意が無かったら、はっきり言ってこの場に来ません、ぜひ協力してください。

○委員

勘違いをしないでください。私たち原町は参入を妨げることはしていない。現実には、原集落にも団地があり、きゅうりの新規就農者もおられます。もう1人は、きゅうりとアスパラの新規就農者です。新規就農者の受入れを拒否しているわけではありません。

○議長

私から質問いいでしょうか。農業と事業所を経営をされて大変お忙しいと思えますけれども、先ほど仕事を休んでと言われたんですけど、別にお仕事をされているのですか。

○申請者

はい。しています。

○議長

毎日行かれてるんですか。

○申請者

いいえ。2日行って1日休む感じです。

○議長

お仕事しながらでも、農業ができるところは、お米作りなんかはできます。今回、原町と宮代町と購入予定になっていますけれど、今まで地主さんがされてたと思うんですが、水利組合関係とかはお尋ねされましたか。

○申請者

それは、ある程度は聞いていますけども、具体的にはこれから聞いてやっていこうと思ってます。それで、現場を見て、草があったので全部刈りました。

そういう水関係の流れは、何月何日に入れて、何月何日に止めてというのは、先ほどの作業チャートに入れていきます。

○議長

ありがとうございます。農地は、特に水田は地域の決めごと、水利組合の決めごとが、毎年水出し入れなんかも、地域の水利組合で決められると思いますので、そういうところも注視していただけるようお願いしたいと思います。

○申請者

わかりました。

○議長

他に何かご意見ありませんか。

○委員

農業従事者を、4名書いてありますが、記載された本人に確認したが、作業は出来ないと言っていたが、内容に問題はないか。

○議長

質問内容の、事実確認はされましたか。

○委員

本人から確認しました。

○議長

申請者さんいかがですか。

○申請者

ご指摘の方に私は確認して、協力してくれるということでここに書いてあります。もう一人の指摘のあった方も、この田んぼに限らず、常時使ってます。

ご指摘された方々が、駄目ということであれば、ここに、書ける人はたくさんいます。

○議長

何かご意見ありませんか。

○委員

私が記載された2名の方は、農作業の協力はできないと確認をしております。

記載内容がもし守られなかったら、取り消しができないのか確認したい。

○事務局

農地法許可申請に際して、虚偽、瑕疵がある申請と認められればですね、許可の取り消しは可能かと思いますが、申請者さんはすでにご本人で今150日程度の従事になされておりますので、農業者としての要件は満たされるのかと思っています。

そういった中で、11月の議案審査に際して雇用する方のお名前を具体的に書いて、作業内容を示してくださいということを出てきたものが今回の内容です。この方々が、実際できるかどうかということ、地区の委員さんがご確認されたかと思いますが、指摘があった方について事務局まで報告が上がっておりませんので、この内容については、事務局としては特段疑義を持っておりません。以上です。

○議長

はい。他にご意見ありませんでしょうか。

○委員

ここに除草剤とか使うと書いてありますが、これは自然農法ではなく皆さんと合わせられるということですか。

○申請者

そうです。そういうことです。

○委員

ヘリとかも使われて防除をされるのですか。

○申請者

そうです。以前は、宮代の方を作っていたのですが、その時はヘリ防除をしていました。

今回、私が持っている中岳と黒木に関しては、完全に独立しているので、そこは薬をなるべく使わないように無農薬、もしくは低農薬に持っていく考えです。

ただし、防除に関しては、やってもいいかなと思っている。除草剤のネオニコチノイドとかグリホサートの効いたものはなるべく減らしてやっていくような考えです。今回の場所に関しては、初期の除草剤に関して当然やりますが、ジャンボタニシの利用を踏まえて上手にやるようにしたいです。

○委員

今、水利関係者が来られてますが、米づくりで一番、問題になってくるのは、ヒエである。

○申請者

はい。

○委員

ヒエが生えればそこにはウンカが寄りたがる。もう一回、最初にですね、水利関係者と話し合わせてもらいたいと思います。

○申請者

それで、ちなみに、黒木と中岳に関しては、先ほど言ったような形、水路の流れを見ればわかります。実際私が、地元中岳の井手の責任者をしています。この間も井手の会議に出席しております。下流の農地の方に迷惑をかけるような事はしないように考えています。

○委員

わかりました。それをちょっと確認させていただきました。

○議長

他にありませんでしょうか。

○委員

申請者さんのこれまでの話を伺いまして、ちょっと気にかかったのが、今回新たに取得する農地については、皆さんと歩調を合わせていきますよとされているのですが、実際、中岳、黒木の現在の所有されているところについては、自然に近い形の農法をやりたいという気持ちを話されています。これを伺っていて、申請者さんが農業始められた契機はそこら辺にあられると感じている。

今回、農地を新たに取得されるにあたって、農業委員会が継続審議にした理由は、これまで借地、或いは取得地を見たときに、随分と荒れ果てていたというふうなことです。

周囲に、ものすごく迷惑をかけている。こういった農法から離れて、周りにも沿った作り方をやっていただければ、新たな取得は認められないということが今回継続になった

中心と私は思っている。

そこでお伺いをしますが、今後も自然農法でいきたいという考え方は変わらないのでしょうか。やはり、基本的に周りの人と合わせていくことに変えていただかなければ、私どもは、申請者さんの新規取得を認めるわけにはいきません。いかがでしょうか。

○申請者

その周りに迷惑をかけるような形にしないようにしたい。一部草を残して、そこに、バッタを集約させ圃場の中は当然除草する。そこら辺が、人から見たときに、畦の周りや道路際の草は見映えも悪いと皆さんが望むならば、ほんの少しぐらいは、畔のところ残すかもしれないですけど綺麗に切ります。

現在所有している所は、道路際に面していませんから問題ないのですが、その圃場の中の方に入ってる畔も切らないと駄目ということであれば、そこも切らざるを得ない。それなりのやり方を考えるしかないというふうに思っています。

ただ、先ほどから言ってるように、今回の場所に関しては、隣接する農地があり、道路際でもありますので、ここは完全に切ります。郷に入れば郷に従えです。そんな感じでやります。

○議長

ありがとうございます。他にご意見ありませんでしょうか。

○委員

私も農業委員会に入り、いろいろ状況もわかったのですが、まず黒木の方の話としては、イノシシ対策がありました。柵の関係で、2回ほどされたということも言われましたけれども、その隣接されてる土地の所有者は個人で新規で柵を入れられました。

その前に対策をしていただければ、少しは良かったのではないかと思います。今回、このような問題になっているというのは、以前からの事があり懸念されて、これが継続審議とされたと私は思っています。

圃場の中に残土処理の山ができたりとか、そういうふうに変化していくことを個人的に心配している。私は以前購入された農地の利用と水利組合等との調整をする意志があらわれるのか確認をします。

○申請者

黒木の隣接の農家さんに、自分の圃場が迷惑をかけている状況があればお詫びします。今後とも努めて参ります。ここに、約束します。

○議長

他にご意見ありませんでしょうか。

○委員

当地区とはあまり関わりはないのですが、この所有権移転については、規模拡大するだけでしたら貸借でも良いのではと思っている。貸し借りの間は地主さんにいろいろ文句も言えますけども、こんな人にも貸すなどか言えるが、所有権移転になってからは、何も言えなくなるわけです。調査をして、草刈りしてくださいとかは言えますが。

所有権移転ではなくて。2年、3年借りてその地元に溶け込んでもらってから、皆に認めてもらう方法もあるのではないかと思います。どう考えておられますか。

#### ○申請者

さっき少し話したと思うのですが、人から借りてやるっていうのは、例えばトラクターの出入り口をこういうふうにしたいというときに、自分で勝手にいじれない。草を切るタイミングも、その地主さんが切ってくれといったタイミングで切らなければならない。そういうのも、地主さんに合わせて全部やらなきゃならない経緯があるのです。

草を切るのは、すぐ終わる事だからいいのですけれど、乗り入れ口とか水路の所にブロックを積んで水を止めなければならない時も1回1回確認しなければならない。

なるべく愛着心というものもあるし、自分の物を持って自分で進めるという考えに至っております。

さきほど質問のあった、黒木の圃場に関しては、実際そのの周りは、私は自費で補助金ももらわないで柵を全部張っています。山を越えて井手の下を通過してイノシシが来るので、その内側の方にも、もう一層網を張っています。草を切る重要性よりもそのイノシシを止めるのが先なのです。私が二重に網を張ったおかげで、今は来なくなってます。

#### ○議長

はい。ありがとうございます。

他の皆さんからご意見ありませんでしょうか。今回は、今までの黒木、中岳、田下の農地の状況から判断して、先月の審議が継続審議となりました。

それに対して、今回申請者さんからは、農業経営事業計画書っていうものを提出されました。今皆さん思い思いの意見をされたと思います。それ、またそれに対して申請者さんからもご返答がありました。今までの農地の部分もしっかりと地域の方に則した営農をすることによってよろしいか。

#### ○申請者

協調いたします。

#### ○議長

そうですね。

#### ○申請者

そういったことで、地域の方も私の方にはっきり言ってもらった方が、本人も気づかない点多々あると思うのです。自分が気をつけて、注意深くやってその情報は受けることがで

きるのです。周りに合わせて欲しい、それが自分の耳にすぐ届いて、対応できる形になればと望んでいます。

○議長

はい、ありがとうございます。結構時間も過ぎましたので、以上でよろしいですか。しっかりと、申請者のご意見も、皆さんの意見と質問に対して、お答えされたと思います。これでいかがでしょう。

○委員

審議に進め方について、私としての考え方を述べたいと思っています。

今委員からの質問に対して、申請者さんが誠実に答えていただいたというような段階です。これから、本来の、審議に入りますから、一旦、関係ある方々については、退席をいただいて審議を進めてはどうですか。

○議長

そうです。

それでは、質疑を終結します。

ここで、申請者さんは退出をお願いします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

<申請者退室>

○議長

傍聴人はそのままでいいです。

○議長

萱瀬地区農業委員、推進委員から補足説明がありますか。

<補足説明なし>

○議長

それでは、ここで3番から7番について、皆様、何かご意見ご質問はありませんか。

○委員

ここに誓約書があります。資料1-5。誓約書は公正証書などで、きちっと裁判で出せるようなものでないと、万が一違反しても法律的に何も無いということになってしまいます。

○議長



事務局お願いします。

○事務局

はい農業会議にも確認して参りましたが、誓約を上回るような拘束力を求めることは、農業委員会の法律上は無理ということです。ただし、内容は本人からも読み上げ、署名もいただいておりますので、これに違反した場合は、ここに書いたことが虚偽でないのかとか、そういったことであれば、許可した場合においても取り消しの訴えができるかと思えます。

そういったところで、法的にはこれ以上のものを求めることはできないということです。

○議長

他にありませんでしょうか。

○委員

今の件に、関係するのですが委任状についてです。パソコンで打って、自署もしないで農業委員会では認め印で問題が無いのか。

○議長

事務局お願いします。

○事務局

はい。農業委員会の行政手続き上のお話です。本人が、当然手続きの意思がある方ということが前提ですが、手が不自由な方の場合はですね、目の前で代理の方が署名して、捺印のみでも公文書は有効ということになっています。捺印もできない場合は、本人がこういったことで、代理のものが代理署名、捺印するということを書き添えていただくことで良いということです。そもそも、印鑑省略の手続きが増える中で認め印での処理というのは今までもなされておりますので特に問題ないということです。

○委員

市役所や農業委員会には、認め印を押すだけで認められるのですか。

○議長

事務局お願いします。

○事務局

当然、性善説になりますが、本人署名捺印されたものということで形式審査を行います。

今回は農地の売買ということで、本人から所有権移転に際しては、譲渡証、印鑑証明の提出が必要になってきますので、万が一そういった虚偽の申請ということがあっても手続きの途中で発覚するものです。ですから、こちらで許可したにしても法務局では登記できないということになりますので、そういった違法な手続きが進められる恐れはないということので

す。

事務局は、申請者が印鑑証明とかいろいろなものを揃えているのを確認しておりますので、一応、譲渡人の意思確認、譲り渡したいという意思が確認できているところです。

○議長

他に何かありませんか。

それでは、それでは本件を審議終了として採決すべきか、ご確認します。よろしいですか。

○委員

今回、わざわざ本人に来てもらって説明を受けることも初めての経験で、傍聴席に来られる方も初めての経験で、営農法の違いってのは多分あるんだと思います。

ただ、話を聞いてみると、黒木と中岳に関しては、自然農法に近い形でやりたいと。今回、取得する所は、周りの方々と協力してやるということをおっしゃいましたので、これを不許可にする根拠がない。それで、1つ言えるのは事務局から話がありましたように、この誓約書が虚偽である場合は、取り消しの可能性があるということになると、今回はもう許可する方向しかないのではないかと。これを不許可とか継続審議にする根拠がないと思います。以上です。

○議長

はい。他に皆さんご意見ありませんでしょうか。

○委員

私が、一つ気になったのは、今度求めるところの除草剤、最初の除草剤は散布するけど、そのあとはジャンボタニシを利用して除草をするという説明があったかと思います。非常に、これをやられると周囲に大変迷惑をかけるのではなからうかと思うわけです。前回は申し上げましたが、確かに、ジャンボタニシを利用してする方法というのは、福岡県を中心にやっていることは存じていますけれども、非常に水管理をよくしてやらないととんでもないことになっていくのではなからうかと思っています。

それから常時雇ってるという方に、現地を見て回る時にたまたま合いましたが、中岳の荒れているところの草払いをしておられました。ずっと来ているのか尋ねましたら、本人からは、たまにしか来ていないとの事でした。これもちょっとおかしいと思っています。

それから、黒木のイノシシについても、隣の人に迷惑をかけているのを知らなかった事です。すぐ隣は水田で、今年、そのワイヤーメッシュは綺麗にメッキされていて白くなっているわけですが、従来のものはもう錆び付いています。これ見たらすぐわかると思います。また、一部に草を残してと言われましたけども、圃場全体に背丈以上の草が生えていました。やはり、これは継続審議にすべきではなからうかと私個人的には思っております。以上です。

○議長

他にご意見ありませんでしょうか。

○委員

今から採決になると思いますが、採決の選択肢は、何々あるのでしょうか。

○議長

まずは、採決してもいいかという判断を伺います。そのあとです。

○局長

採決の流れを事前に申し上げておきます。今回、採決すべきかどうかというのをお諮りいただきます。そこで起立少数の場合には、継続審議か不許可かどちらかという選択肢になるということになります。

○議長

よろしいでしょうか。

地域に協調した農業をしますっていうお言葉はいただいたと思います。書類上も一応はきちんと整理をされていたと思います。農業される方が、今現状少なくなっている中でやっぱり、やろうっていう申請者の気持ちも大事かと思います。また、地域の方々の声も大事だと思います。そこら辺を考えながら、本件はもう一応審議終了として採決すべきかご確認します。

採決に入るべきと思われる農業委員は起立をお願いします。

<農業委員賛成者起立>

○議長

お座りください。19人中、16名の起立がありましたので、採決に入ります。

ここでお諮りいたします。3番萱瀬から7番萱瀬について、許可すべきと思われる農業委員はご起立をお願いします。

<農業委員賛成者起立>

○議長

お座りください。19名中の農業委員中、10名の起立をいただきました。よって、許可することといたします。

ここで10分間の休憩を入れたいと思います。16時5分再開でお願いします。

休憩 15時55分

再開 16時05分

○議長

再開します。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番福重、今富町の農地、地目 田と畑、合計面積3,747㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、後継者である譲受人に贈与により所有権移転を行うものです。

場所は、スライドのとおりです。農振内白地の農地です。取得後の田畑は、観葉植物の栽培を継続される計画です。

○議長

それでは、1番福重について、福重地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明があったとおりです。相続ですので何ら問題はありません以上です。

○議長

1番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番福重は許可することとします。

続いて2番福重を議題とします。

ここで、お諮りします。本件は、2番福重から4番福重まで、7ページの第4号議案農地法第5条の規定による許可申請の11番福重から13番福重まで営農型太陽光発電設備設置の地権者が同一で関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

## ○議長

ご異議がありませんので、2番福重から4番福重まで、及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の11番福重から13番福重まで一括して審議することとします。

事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

本日の審査に備えまして、去る今月20日に福重の委員の皆様及び理事幹事の皆様に、今回の申請者の経営する営農型太陽光発電設備の視察に、大変お寒い中ご参加いただきありがとうございました。

今回、大村市で初めての営農型太陽光発電設備に係る申請であるため、概要及び農地法に関する手続きに関してご説明します。

営農型太陽光発電は、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組で、作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待され、農水省において認められた事業となっています。

また、持続可能エネルギーの推進において、経済産業省では技術的ガイドラインや設置届出、FIT（固定価格買取制度）認可に関しては、同省の資源エネルギー庁が管轄しています。さらに、発電した電気の買取りを行う電力会社との契約も必要となります。

設置に必要な農地法の許可に関しては、発電設備設置に関して、一時転用許可が必要です。通常の一時転用許可の期限は3年間とされていますが、認定農業者の農地に設置する場合は10年間が可能となります。また、農地の区分地上権の設定が必要となりますので、3条の許可が必要とされています。

営農型太陽光発電に関しては、ソーラーパネルの下の農地の営農が確実に行われる事が前提であり、栽培する作物や収量、収支見込みなどを審査していただくこととなります。

また、通常の一時転用審査同様に周辺への被害防除の審査をお願いします。営農型太陽光発電に関する一時転用案件は、面積にかかわらず常設審議委員会への諮問案件となりますので申し添えます。

それでは、まず7ページの第4号議案の11番福重からご説明します。

立福寺町の農地、地目 田、面積676㎡の内0.32㎡。賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。

本件は、太陽光パネルの支柱70本部分について、営農型太陽光発電施設用地とする一時転用の申請です。パネルを145枚設置し、下部の農地にハナシバを栽培するものです。売電単価は12円と確認しています。契約内容の賃貸借権設定期間は10年間です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地の農振内農用地です。

立地基準については、転用禁止となりますが、一時転用であるため例外で可能となります。また、一時転用許可は通常3年が上限ですが、今回は下部の営農が認定農業者の資格を有していることから10年の許可が可能となります。

被害防除計画については、現状のまま利用。雨水については自然流下で既存水路へ放流。

汚水、生活雑排水は発生しません。ソーラーパネルの高さは、1.8mから2.3mで設計されています。隣接する農地はありません。

営農計画は、ハナシバを109本栽培し、4年目からの一部出荷を予定し、6年目から全出荷の計画となっております。出荷先は、地元産直や関東以北での需要を見込んでおり、福岡県の観葉植物取扱い業者への販路を計画しています。10年間の生産・経営収支表が提出されていますが、収入欄にはソーラーパネルの管理費として毎年10万円が計上された収支計画となっております。

資金については、融資証明書を確認しています。

続いて、12番福重。立福寺町の農地、地目 田、面積1,609㎡の内0.45㎡。賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。

本件は、太陽光パネルの支柱99本部分について、営農型太陽光発電施設用地とする一時転用の申請です。パネルを235枚設置し、下部の農地にハナシバを栽培するものです。契約内容の賃貸借権設定期間は10年間です。

地区の指定は、都市計画区域内白地の農振内農用地です。

被害防除計画については、現状のまま利用。雨水については自然流下で既存水路へ放流。ソーラーパネルの高さは、1.8mから2.2mで設計されています。隣接する農地があり、隣接する農地所有者等との協議報告書が提出されています。

営農計画は、ハナシバを193本栽培し、4年目からの一部出荷を予定し、6年目から全出荷の計画となっております。10年間の生産・経営収支表が提出されていますが、収入欄にはソーラーパネルの管理費として毎年10万円が計上された収支計画となっております。

資金については、融資証明書を確認しています。

続いて、13番福重。立福寺町の農地、地目 田、合計面積974㎡の内0.55㎡。賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。

本件は、太陽光パネルの支柱120本部分について、営農型太陽光発電施設用地とする一時転用の申請です。パネルを190枚設置し、下部の農地にハナシバを栽培するものです。契約内容の賃貸借権設定期間は10年間です。

地区の指定は、都市計画区域内白地の農振内農用地です。

被害防除計画については、現状のまま利用。雨水については自然流下で既存水路へ放流。ソーラーパネルの高さは、1.8mから3.1mで設計されています。隣接する農地があり、隣接する農地所有者等との協議報告書が提出されています。

営農計画は、ハナシバを155本栽培し、4年目からの一部出荷を予定し、6年目から全出荷の計画となっております。

10年間の生産・経営収支表が提出されていますが、収入欄にはソーラーパネルの管理費として毎年10万円が計上された収支計画となっております。

資金については、融資証明書を確認しています。

次に、4ページ第2号議案の2番から4番福重をご覧ください。先ほどの農地一時転用に係る、農地の上部を使用するための区分地上権の設定を行うものです。区分地上権については、農地法第3条第2項の「民法第269条の2第1項の地上権の設定」に該当するため、農地法上、特段問題はないと思われれます。

なお、地上権設定については、一時転用許可がなされた場合に許可されるものです。  
以上で、営農型太陽光発電施設に関する議案の説明は以上です。

○議長

それでは、第2号議案の2番から4番、及び第4号議案の11番から13番について、福重地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先日、12月20日の午後から理事、幹事と福重地区の委員も含めたところで、今現在、稼働している太陽光営農型施設を見学してまいりました。ハナシバの1年生苗、2年生苗、適正な管理をされて順調に生育をしているものと見受けました。そして経営者から、経営計画、事業内容、今後の見通しについて、経営主としての思い等としっかりお話を聞いて参りましたので、特段問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

議案第2号の2番から4番、及び議案第4号議案の11番から13番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、一括してお諮りします。

議案第2号の2番から4番、及び議案第4号議案の11番から13番について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、議案第2号の2番から4番、及び議案第4号議案の11番から13番について許可相当とします。

続いて、4ページ。5番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番松原、松原3丁目の農地、地目 田、面積690㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、以前より耕作していた譲受人に所有権移転を行うものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、農振内白地です。取得後の田は、水稻を計画しています。

○議長

それでは、5番について、松原地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今月23日に、松原地区の農業委員、推進委員4名で現地を確認をいたしました。以前から耕作をしておられるということと、現状も綺麗に管理をしておられますので、問題はないと思われれます。以上です。

○議長

5番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番松原について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、5番松原は許可することとします。

次に、5ページ。第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番西大村、諏訪1丁目の農地、地目 畑、面積316㎡。併用地である、申請人所有の宅地を含んだ全体面積は、690㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者がアパート2棟の建築、及び入居者駐車場等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.5m、土留め工事を行うとしています。雨水排水は、計画地内に集水路とため枡を設け、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明及び融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員、推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

すでに周りは宅地で、周りへの影響はほぼないと思われれます。ご審議をお願いします。



○議長

1番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村は、許可相当とします。

次に、6ページ。第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積293㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、譲受人が自己住宅木造2階建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水はため枡を設け、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が西側にあります。

資金については、住宅融資仮審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先日、委員4名で現地の確認を行いました。農地の所有者の子供さんの自己住宅の建築ということです。先ほど事務局からありました、隣接の農地につきましても、お父さんが所有されてますので何ら問題ないものと思います。ご審議のほどよろしく願います。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、久原1丁目の農地、地目 畑、面積283㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地1区画、セットバック道路を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、浸透枡を設置。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、北西にあります。資金については、預金通帳の写しを確認してあります。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持してあります。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ただいま事務局からの説明のとおりです。排水等を含めて、何ら問題点ということは見つかりませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

2番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。

続いて、3番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、久原1丁目の農地、地目 畑、面積228㎡。併用地である、申請人所有の宅地を含んだ全体面積は、509.62㎡。一般専用住宅の面積基準の500㎡を超えますが、通路等を除いた、有効面積が464.81㎡であり妥当性が認められます。申請人は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、使用貸人が、自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高2.3m、擁壁を設けるとしてあります。雨水は、計画地内通路に水路を新設し道路側溝に放流。汚水と生活雑排水は、公共下水道に接続するとしてあります。隣地農地が、西側にあります。

資金については、住宅融資仮審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今月23日に現地確認を農業委員、推進委員で行いました。ただいまの事務局の説明のとおりです。中学校の通学路の途中から、その宅地が面しております。それで入口宅地及び隣接する農地は使用貸人の土地であり、周りも住宅地になっており何ら問題ないと判断してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

3番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて、4番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、植松1丁目の農地、地目 畑、合計面積893㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地5区画と通路を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.3m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地はありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先日委員で、現場を見に行っていました。これまでは野菜とか芋とかずっと作ってあったのですが、もう農地もここと道を隔てた前にあるだけで、何ら問題はないと見てまいりました。審議の方、よろしくお願ひいたします。

○議長

4番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。

ここで、お諮りします。5番西大村は、8ページの第5号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番西大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、5番西大村、第4号議案1番西大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、8ページをお願いします。第5号議案1番、池田2丁目312-9、地目 畑、面積302㎡、申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が昭和46年5月24日付けで転用の許可を受け、当初転用者が自己住宅建築を建築する計画でしたが、大村市に転勤できず建築を断念しています。

今回、承継者が自己住宅を建築する変更承認申請です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

6ページをお願いします。5番西大村、申請地及び申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

被害防除計画では、現状のまま利用、境界はコンクリートブロックがあり土砂流出の恐れはないとしています。雨水排水は、雨水枡を設け南側水路に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、住宅融資審査結果の連絡票を確認しています。

○議長

それでは、5番及び第5号議案1番について、西大村地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今月22日に地区の委員3名で申請地を見せてもらった。この現地は、一辺が道路、三辺が宅地に囲まれて周辺に農地もなく、特別問題がないように思われました。皆さんご審議をお願いします。

○議長

5番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。  
続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、鬼橋町278、地目 畑、面積573㎡。併用地である、譲渡人の宅地及び雑種地、里道の一部を含む全体面積は、1,226.65㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地4区画、道路等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.5m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が東側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今事務局が説明されたとおりです。周辺には、右下の方が緑区分の農地だけです。あと周辺は道路に囲まれて宅地ということです。排水等もすべて公共下水道となっておりますので、何ら問題ないと考えております。ご審議お願いいたします。

○議長

6番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、7番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、富の原2丁目892-1、地目 田、面積481㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、倉庫1棟を建築し、市内建設会社に賃貸を行う計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.4m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が、南側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

23日に3人で見てまいりました。先ほど言われたように南側に田がありますが、両サイドは宅地ということで何ら問題はないかと見てまいりました。

ただし、図面にある隣接する事業所用地の所が田と表記されているので事務局に確認をお願いします。申請地については何ら問題はないかと思われま

○議長

事務局から何か説明ありますか。確認して後でお伝えします。

7番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて、8番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、富の原2丁目の農地、地目 田、合計面積1,449㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が、北側に隣接する事業所の従業員用の駐車場34区画を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.57m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、自然流下。隣接する農地は、東と西にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先ほど説明をしました向かい側の土地になります。隣接するところに畑というふうになってはありますが、手前の農地は、耕作をされているのかなというような感じではありませんでした。下側の方に、丁寧に野菜を作られている農地がありましたので、こちらの方に被害がないように、工事を行っていただければ問題はないかと見てまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長

8番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて、9番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番竹松、黒丸町の農地、地目 田、合計面積2406.36㎡。実測による全体面積は2456.75㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地10区画と通路等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.6m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内通路に水路を設け、市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地が、東側にあります。



資金については、預金残高証明書を確認しています。  
なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

場所につきましては、事務局から説明のとおりです。申請地は、3種農地ですので原則許可となりますが、雨水排水等々の計画をしっかりとできております。ただ、向かって右側の所に、縦に入っているのが杭出津松原線です。その横に大きな農地がありますがけれども、この下の南側に水路がありますが、水路の落し口がありません。ここの所有者、耕作者の方に聞きましたら、現在ですね、ここの方が地盤が40センチから50センチぐらい高いので、自然流下で隣の畑に流れ出たということです。この擁壁がずっと入りますと、上の方でL型になっているかと思うのですが、そこに入りますと水の捌け口がなくなってしまいます。多分、緑地になるかと思うのですが、その海側の方の切れ目ぐらいに、ぜひ水が流れるように落とし口を作ってもらいたいというのが、地元農業委員からのと地主さんからの希望です。

にんじんを作るそうで、水がたまるのは良くない。それともう一つ、下に小さな三角形の部分がありますが、ここが一番低い所になる。なおかつ、擁壁が建ってしまうと、全然使えない状況になってしまうのです。これも開発者の方をお願いということで、表土を剥いてしまいますから、そこに盛土してもらいたい。地盤高を、右側の高い方ぐらいまでに仕上げれば活用できると思います。以上、意見を付して、皆様のご審議をお願いしたいと思えます。

○事務局

事務局には、現地の農家からの要望が届いていなかったところですが、そこで開発事業者に、その要望が届いているか確認した上で、手続きを進めさせていただきたいと思えます。

○議長

9番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番竹松は、許可相当とします。

次に、10番福重は、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますので退室をお願いします。

<該当委員退室>

○議長

それでは、10番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番福重、寿古町の農地、地目 畑、面積950㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借権の設定です。

本件は、譲受人が経営する電気設備工事店の資材等を保管するために資材倉庫を1棟建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第1種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、碎石舗装を行うとしています。雨水排水は自然流下で隣接水路へ放流。汚水、生活雑排水は発生しません。周辺農地が、北と西側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、10番について、福重地区農業委員、推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この案件につきまして昨日、福重地区の委員全員で現地確認を行いました。利用については、一部資材倉庫を建てて利用するという事になっています。申請地の周りについては水路が入っていますので、雨水排水については問題ないかと思えます。隣接農地に対しての影響については水路が間にあり、西側北側の農地については、貸主の土地になっていますので、何ら問題ないかと委員全員で確認をしました。以上です。

○議長

10番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

気になったのですが、ここは以前農振地域ということで、転用について議論されたような記憶があるのですが。

○委員

産直施設建設予定ということで除外をされていますが、まだ何も事業着手がされて下りま

せん。今回の申請地は、農用地外ですので除外等の必要がない所です。

○議長

10番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

10番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、10番福重は、許可相当とします。

ここで、退室した委員の入室を許可します。

<該当委員入室>

○議長

続いて、14番松原については、12月25日付けで申請人から許可申請の取下申立書が提出されましたので、当該議案は取り下げといたします。

次に、9ページ。第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬 荒瀬町の農地、地目 田、面積1,343㎡、売渡し申込者、買受け申込者、及び所有権移転の権利の内容は記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。

申出書によると、買受申込者は取得後、農業用倉庫の建築を計画しています。農振内農用地の農地であるため、本議案書の12ページの第9号議案で用途区分の変更手続きが必要となります。また、取得許可がなされれば、所有権移転後に、農地転用手続きが進められます。

なお、買受申込者は、認定農業者であり経営状況から、農業経営基盤強化促進法 附則の第5条第2項の規定に該当するものです。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員、推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいま、事務局から説明があったとおりです。譲受人は、切り花を栽培されていて、最

近聞いた話ですが部会を離れて法人化するというふうなことで、購入後は出荷調整の施設として利用する計画を立てておられます。施設外の残地として残った所については、農地として利用したいというようなことを伺っております。後継者もしっかりおられ、期待が持てる方だと思います。どうぞ、ご審議よろしく申し上げます。

○議長

1 番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番萱瀬は、承認することとします。

次に、10 ページ。第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、11 ページの、第8号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案及び第8号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案、及び第8号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用集積等促進計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、資料2を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

資料2の1番は、第7号議案の1番竹松、第8号議案の1番竹松です。

利用権を設定する農地及び設定する権利は、記載のとおりで、促進計画の借入申込者は、施設園芸（トマト栽培）を計画しています。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満

たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第7号議案及び第8号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第7号議案及び第8号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案は承認することとし、第8号議案については、計画のとおり要請することとします。

次に、12ページ第9号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（用途区分変更）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、黒木町の農地、地目 田、面積196㎡の内19㎡。所有者、申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が米の乾燥機設置のため倉庫を設置されています。事後届けですが11月6日付けで完了報告が事務局に提出されました。その用途区分を農地から農業用施設用地に変更することについて、農業委員会に対して市長から変更についての意見を求められているものです。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、1番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、「支障ない」旨を回答とすることとします。

次に2番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田、面積1,343㎡の内429㎡。所有者、申請者は、記載のとおりです。

本件は、第6号議案で審議された、所有権移転の農地に鉄骨造の農業用倉庫1棟の設置が計画されており、その用途区分を農地から農業用施設用地に変更することについて、農業委員会に対して市長から変更についての意見を求められているものです。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.6m。雨水は水路放流、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。周辺農地との緩衝地を2.25m程度設けるとしています。

場所は、第6号議案でご説明のとおりです。

○議長

それでは、2番菅瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、「支障ない」旨を回答とすることとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。